

令和6年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」取組結果

省庁等名称	実施事業等	実施時期	実施場所	内容	担当部局・課名
こども家庭庁	実施要綱等の発出	6月	全国	関係省庁、都道府県・政令市及び協力・協賛団体に実施要綱、月間啓発ポスター等を送付して協力依頼	成育局安全対策課
こども家庭庁	青少年の非行・被害防止対策リモート講演会・座談会の実施	7月	(リモート開催)	月間の最重点課題に基づき、「こどものインターネット利用について～利活用に向けて～」をテーマとして、有識者らによる講演会・座談会を実施し、こども家庭庁ホームページに公開	成育局安全対策課
こども家庭庁	こども家庭庁Xによる広報啓発	7月	—	こども家庭庁Xに月間啓発ポスターを掲載するなどして広報啓発	成育局安全対策課
こども家庭庁	月間啓発ポスターの掲示	6、7月	庁舎内	庁舎内に月間啓発ポスターを掲示して広報啓発	成育局安全対策課
こども家庭庁	記者公表	6月	—	こども家庭庁記者メーリングリスト宛に月間及びリモート講演会・座談会の実施を公表	成育局安全対策課
こども家庭庁	政府広報オンラインによる広報啓発	6、7月	—	政府広報オンライン「暮らしに役立つ情報」コーナーにおいて、7月の月間の実施を広報啓発	成育局安全対策課
内閣府	月間ポスターの掲示	7月	—	月間ポスターを庁舎内に掲示	男女共同参画局 男女間暴力対策課
警察庁	月間への協力を促す通達の発出	6月	—	都道府県警察に対し、月間への協力を促す通達を発出	生活安全局人身安全・少年課
警察庁	月間ポスターの掲示	7月	庁舎内	月間ポスターを庁舎内に掲示	生活安全局人身安全・少年課
警察庁	犯罪実行者募集投稿への警告	7月	—	SNSで勧誘されている犯罪実行者の募集投稿に対するリプライ警告することで、同投稿を閲覧したユーザー等への注意喚起を実施	刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課
警察庁	薬物乱用防止広報強化期間の設定及び全国警察に対する同月間通達の発出	6月、7月	—	警察庁独自に薬物乱用防止広報強化期間を設け、各都道府県警察に対し、広報啓発の推進を指示	刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課、生活安全局人身安全・少年課
消費者庁	関係機関、団体に実施要項等を通知	6月	—	独立行政法人国民生活センター、全国の適格消費者団体、消費者団体に対して本月間の趣旨、月間啓発ポスター等をメールにて周知	
消費者庁	月間啓発ポスターの掲示	7月	庁舎内	庁舎内に月間啓発ポスターを掲示して広報啓発	

省庁等名称	実施事業等	実施時期	実施場所	内容	担当部局・課名
デジタル庁	月間ポスターの掲示	7月	デジタル庁庁舎内	庁舎内に月間啓発ポスターを掲示して広報啓発	戦略・組織グループ
復興庁	月間ポスターの掲示	7月	—	庁舎内に月間啓発ポスターを掲示して広報啓発	内閣府リエゾン
総務省	e-ネットキャラバンの開催	通年	全国	青少年のインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等を対象とした、学校等の現場での「出前講座」を、情報通信分野等の企業・団体及び文部科学省と協力して全国で開催。	情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室
法務省	月間ポスターの掲示	7月	省内	庁舎内に月間啓発ポスターを掲示して広報啓発	大臣官房秘書課、矯正局
法務省	こども家庭庁のツイートのリポスト	7月	SNS(X)	X(旧Twitter)の法務省アカウントからリポストを実施	大臣官房秘書課
法務省	再犯防止啓発月間に係る広報啓発活動	7月	SNS	再犯防止啓発月間中に、当省SNSを活用して、積極的な情報発信を実施	大臣官房秘書課
法務省	再犯防止啓発動画の掲載	通年	YouTube	再犯防止啓発月間に合わせて、再犯防止啓発動画を作成し、YouTube法務省チャンネルに掲載	大臣官房秘書課
法務省	社会を明るくする運動	通年	全国各地	犯罪や非行を防止し、犯罪や非行をした人たちの改善更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くことを目的とした、法務省主唱の“社会を明るくする運動”において、全国各地で講演会、シンポジウム、非行防止教室、薬物乱用防止教室等を実施 保護司の活動に焦点を当て、運動をより身近に感じられるような親しみやすい動画を制作したほか、各地で行われた広報活動についてSNSを中心に広く周知 また、民間企業等の協力を得つつ、強調月間である7月を中心に本運動の啓発ポスターの掲出やライトアップ等を実施 さらに、本運動強調月間内の7月5日には、法務本省において「第74回“社会を明るくする運動”強調月間キックオフイベント」と題したマスコミ向けイベントを開催	保護局更生保護振興課
法務省	こどもの人権110番	通年	全国の法務局	法務省の人権擁護機関では、フリーダイヤルの専用相談電話「こどもの人権110番」(0120-007-110)を設置し、法務局職員や人権擁護委員がインターネット上の人権侵害・いじめ・虐待等を始めとするこどもの人権相談に対応	人権擁護局調査救済課
法務省	こどもの人権SOS-eメール	通年	全国の法務局	法務省の人権擁護機関では、インターネットで人権相談を受け付けており、パソコンやスマートフォン、携帯電話から、インターネット上の人権侵害・いじめ・虐待等を始めとするこどもの人権相談に対応	人権擁護局調査救済課
法務省	こどもの人権SOSミニレター	通年	全国の法務局	法務省の人権擁護機関では、全国の小・中学校の児童・生徒に「こどもの人権SOSミニレター」(料金受取人払の便箋兼封筒)を配布 このミニレターを通じて教師や保護者に相談できないこどもの悩みごとを把握し、学校や関係機関とも連携を図りながら、インターネット上の人権侵害・いじめ・虐待等を始めとするこどもの人権相談に対応	人権擁護局調査救済課
法務省	LINEじんけん相談	通年	全国の法務局	法務省の人権擁護機関では、LINEで人権相談を受け付けており、インターネット上の人権侵害・いじめ・虐待等を始めとするこどもの人権相談に対応	人権擁護局調査救済課
法務省	こどもの人権に関する人権啓発活動	通年	全国各地	法務省の人権擁護機関では、「子どもの人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、「人権教室」の開催、啓発冊子の配布、いじめや児童虐待をテーマとした啓発動画の配信等の各種人権啓発活動を実施	人権擁護局人権啓発課

省庁等名称	実施事業等	実施時期	実施場所	内容	担当部局・課名
法務省	インターネット上の人権侵害をなくすための人権啓発活動	通年	全国各地	法務省の人権擁護機関では、「インターネット上の人権侵害をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるため、インターネット広告の実施、啓発冊子等の配布、啓発動画の配信等の各種人権啓発活動を実施 また、SNS事業者団体及び総務省と共同して開設した、SNS利用に関する人権啓発サイト(利用する際のルールのほか、ブロック、ミュートなどのユーザー保護機能の活用方法や、SNSの投稿の削除手順等について掲載)において、情報モラルの向上を図るとともに人権相談窓口の周知広報を実施	人権擁護局人権啓発課
法務省	児童虐待の被害児童等を対象とした法律相談制度の広報活動	通年	ポケットカード配布は一部の都道府県	日本司法支援センター(法テラス)では、児童虐待の被害児童等に対し、資力を問わない法律相談を実施しているところ、同相談制度の周知・広報のため、法テラスの連絡先を記載したポケットカード等を作成し、小中学校や公立図書館等へ配布する広報活動を実施 また、児童虐待をテーマにした制度周知用アニメーション動画を制作して、法テラス公式YouTubeへ掲載するとともに、動画広告として放映するなど、制度の周知を実施	日本司法支援センター(法テラス)
法務省	関係機関、団体に法テラスの広報グッズ等を配布	7月	高松市男女共同参画センター、高松市生涯学習センターまなびCAN、丸亀市市民交流活動センター マルタス	日本司法支援センター香川地方事務所(法テラス香川)では、本取組として、法テラスの広報誌等の配布を実施	日本司法支援センター(法テラス)
外務省	月間ポスターの掲示	7月	—	省内に月間啓発ポスターを掲示して広報啓発	人物交流室
財務省	関係機関に実施要綱を配布、月間啓発ポスターを庁舎内に掲示	6、7月	庁舎内等	関係機関に実施要綱を配布し、月間の主旨を周知 庁舎内に月間啓発ポスターを掲示して広報啓発	理財局総務課たばこ塩事業室
国税庁	酒類自動販売機の適切な管理の実施	毎月	全国	20歳未満の者が酒類自動販売機で酒類を購入することを防止するため、購入者の年齢確認ができるよう改良された酒類自動販売機以外の酒類自動販売機は早期に撤廃するとともに、改良された酒類自動販売機についても、販売停止時間の表示を確実に行う等適切な管理を徹底するよう酒類事業者に対して要請。	酒税課
国税庁	酒類販売管理研修の実施	毎月	全国	販売者や供与者は20歳未満の者の飲酒防止に資するため年齢の確認その他の必要な措置を講ずる義務があること、また、20歳未満の者が飲用に供することを知って酒類を販売又は供与した者は処罰されること、20歳未満の者に対する年齢確認の実施方法等につき、従業員(アルバイトを含む。)や経営者等を対象とした酒類販売管理研修を実施。 なお、従業員研修の際には、致酔性、依存性等といった特殊性を有する酒類の飲用が20歳未満の者の心身に及ぼす影響についても可能な限り言及し、注意喚起を行っている。	酒税課
国税庁	20歳未満飲酒防止キャンペーン	毎月 (4月が強化月間)	全国	20歳未満飲酒防止キャンペーンとして、人の往来が多い駅、大型商業施設等において、関係協力機関(警察、学校関係者(生徒含む)等)とともに、20歳未満飲酒防止を訴求するティッシュ配りを実施。	酒税課
国税庁	20歳未満飲酒防止強調月間	毎年 (4月が強調月間)	全国	平成8年より、関係省庁(文部科学省等)と連盟で啓発ポスターを作成、配付して20歳未満の者の飲酒防止に関する国民の意識の向上を図る観点から全国的な広報活動を実施している。文部科学省との関係においては、中学校、高等学校等の学校において啓発ポスターを掲示することで、20歳未満の飲酒防止に関する学生の意識の向上を図っている。	酒税課
文部科学省	月間啓発ポスターの掲示	7月	庁舎内	庁舎内に月間啓発ポスターを掲示して広報啓発	総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省	関係機関、団体に実施要綱等を通知	6月	—	関係機関・団体に対して本月間の主旨等を周知	総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

省庁等名称	実施事業等	実施時期	実施場所	内容	担当部局・課名
文部科学省	性暴力に関するSNS相談「Cure time (キュアタイム)」の周知	通年	—	内閣府の運営する性暴力について、年齢、性別を問わず、匿名で相談することができる窓口を文部科学省HPにおいて周知 ■性暴力に関するSNS相談「Cure Time(キュアタイム)」 【HP】 https://curetime.jp 受付日時: 毎日、17:00～21:00	総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省	e-ネットキャラバン	6月	全国	各都道府県・指定都市及び教育委員会に対して当該施策を周知	総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 安全教育推進室
文部科学省	24時間子供SOSダイヤル	通年	全国	子供たちが全国どこからでも、夜間・休日を含めて、いつでもいじめ等の悩みや、学校外で非行グループに巻き込まれている友人等について、より気軽に相談することができる電話窓口を、全都道府県及び指定都市教育委員会において整備【24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310(なやみいおう)】	初等中等教育局児童生徒課
厚生労働省	月間啓発ポスターの掲示	7月	庁舎内	庁舎内に月間啓発ポスターを掲示して広報啓発	大臣官房総務課
農林水産省	月間ポスターの掲示	7月、8月	—	庁舎内に月間啓発ポスターを掲示して広報啓発	経営局就農・女性課
国土交通省	月間ポスターの掲示	7月	—	庁舎内に月間啓発ポスターを掲示して広報啓発	総合政策局バリアフリー政策課
環境省	月間啓発ポスターの掲示	7月	庁舎内	庁舎内に月間啓発ポスターを掲示して広報啓発	大臣官房総合政策課環境教育推進室
防衛省	月間ポスターの掲示	7月	—	庁舎内に月間啓発ポスターを掲示して広報啓発	大臣官房広報課
最高裁判所	各家庭裁判所に実施要綱を配布	6月	—	各家庭裁判所に対して実施要綱を配布し、本月間の趣旨を周知	事務総局家庭局第一課